

奈良県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
甲谷医院	橿原市石原田町二八一番地の一	令和元年十一月三十日
さんごうファミリー薬局	生駒郡三郷町立野南二丁目八一二 和栄ビル一階	令和三年三月二十日
葛城地区休日診療所	大和高田市西町一番四五号 大和高田市保健センター一階	令和三年三月三十一日
アイ薬局田原本店	磯城郡田原本町一三九一ー一	令和三年三月三十一日